

令和 8 年度

要 覧



オーテピア高知声と点字の図書館

OTEPiA Kochi Talking Book & Braille Library

TEL:088-823-9488 FAX:088-820-3218

〒780-0842 高知市追手筋 2-1-1

令和 8 年 6 月

目 次

1	略年表	1
2	令和8年度運営方針	3
3	令和8年度実施計画	4
4	組織	7
5	施設	8
6	予算	9
7	令和7年度蔵書統計	10
8	令和7年度実施計画成果	12
9	関係条例・規則等	23

I 略年表

1967(S42)年	10月	高知点字図書館設置
	12月	第1回点訳奉仕者講習会・第1回録音奉仕者講習会開催
1968(S43)年	7月	「竹内寿亀点字文庫」開設
1969(S44)年	12月	「高知県点字文庫」開設
1972(S47)年	7月	県委託事業「第1回点訳奉仕員養成講座」開催
1974(S49)年	1月	県委託事業「第1回朗読奉仕員養成講座」開催
	11月	対面による読書会開始
1975(S50)年	3月	「すぐ読む会」発足 委託朗読スタート
1978(S53)年	9月	「祖父江良夫文庫」開設
1979(S54)年	4月	録音オープンリールテープのカセット化開始
1980(S55)年	11月	第1回対面朗読講習会開催
1981(S56)年	1月	対面朗読スタート
1983(S58)年	9月	「高知朗読奉仕者友の会」結成
1987(S62)年	10月	20周年記念式典及び講演会開催
1988(S63)年	1月	点訳奉仕者の会「高知ブラユの会」結成
1990(H 2)年	2月	日本アイ・ビー・エムのホストコンピューターとパソコン通信でつながる
1992(H 4)年	12月	旭食品株式会社から 1,000 万円の寄附を受け、高知点字図書館竹内基金設置
1994(H 6)年	11月	大原富枝文学館に大原作品の録音図書を寄贈(60 タイトル 459 巻)
1997(H 9)年	5月	点字即時情報ネットワーク(JBニュース)事業を県より受託、JBニュース発行開始
	10月	30周年記念式典、講演会、福祉機器展開催。「30周年記念誌」発行
1999(H11)年	6月	デジタル録音図書読書機プレクストーク、CD録音図書貸出開始
2000(H12)年	4月	視覚障害者を対象としたパソコン講座開講
2007(H19)年	10月	40周年記念式典及び講演会、三者交流会開催
2010(H22)年	4月	全国視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」運用開始

2011 (H23) 年	1 月	故岡村洋子氏の遺言による寄附金を原資に高知点字図書館 事業振興基金設置
	3 月	新点字図書館基本構想策定
	7 月	新図書館等複合施設整備基本計画公表
2012 (H24) 年	3 月	新図書館等複合施設等基本設計公表
2014 (H26) 年	6 月	第1回テキストデイジー講習会開催
	9 月	第1回対面音訳ボランティア養成講座、スキルアップ研修会を高知 県立図書館と合同で開催
2015 (H27) 年	11 月	新点字図書館の名称「オーテピア高知声と点字の図書館」に決定
2016 (H28) 年	4 月	仮設市民図書館・点字図書館開設
	11 月	新点字図書館サービス等検討委員会設置
2017 (H29) 年	3 月	「オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」策定
	11 月	50 周年記念式典、講演会、三者交流会開催
	12 月	オーテピア竣工、引渡し
2018 (H30) 年	7 月	オーテピア高知声と点字の図書館開館
	11 月	第1回高知声と点字の図書館運営協議会開催
2019 (H31) 年	3 月	高知桜ライオンズクラブから録音図書再生機 46 台（オーテピア高 知図書館 23 台、声と点字の図書館 23 台）の寄贈を受ける
2019 (H31) 年	4 月	高知桜ライオンズクラブから寄贈を受けた録音図書再生機を活用 し、オーテピア高知図書館と共同で県内の福祉施設、特別支援学校 （学級）、公立図書館に各種バリアフリー図書や読書機器等をセット で貸し出す「さくらバリアフリー文庫」サービス開始
2019 (R 元) 年	12 月	故祖父江良夫氏ご遺族から録音図書再生機 12 台の寄贈を受ける
2021 (R 3) 年	7 月	携帯型デイジープレーヤー、マルチメディアデイジー再生用タブレッ ト、触察3D モデル貸出開始
2022 (R 4) 年	3 月	「第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」策定
	4 月	音声読み上げに対応した図書館向けの電子雑誌閲覧サービス 「Kono Libraries(コノライブラリーズ)」の正式提供開始（高知図 書館と共同実施）
2025 (R 7) 年	3 月	電子雑誌閲覧サービス「Kono Libraries(コノライブラリーズ)」の 提供終了

2 令和8年度運営方針

～すべての人を『本』の世界へ～

県内には、障害、高齢、病気など様々な理由で活字図書での読書が困難な方が多くいます。

声と点字の図書館は、すべての人が読書を楽しめるように、録音図書や点字図書などのバリアフリー図書で読書を積極的にサポートしていきます。

§ 第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画の推進

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

II 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

III 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実への取組み

- ・ 読書が困難な人が多く利用する施設等（福祉、教育、医療機関など）との連携・協力
- ・ 市町村図書館等との読書バリアフリーサービス連携・協力体制の構築
- ・ 読書バリアフリー推進事業の実施

II 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実への取組み

- ・ 高知県眼科医会の進めるロービジョンケア「高知家のいっぽ」の取組み継続
- ・ 読書バリアフリー推進事業の実施（再掲）

III 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実への取組み

- ・ 読書バリアフリーについての啓発や PR
- ・ ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し、ボランティア活動の推進

3 令和8年度実施計画

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携、協力し、県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標：新規利用登録者数

【令和8年度目標値：60人】

○取組内容

利用促進に効果的な当事者に関わる福祉・医療・教育関係機関・施設、市町村図書館等と連携、協力して読書困難者の読書環境の充実を図る。

1 福祉・医療関係機関との連携

読書困難者へのアプローチと当館への紹介など、当事者をサービスにつなげるサポートを担ってもらえる協力機関を増やすことにより、連携・協力の輪を広げていく。

【協力機関】障害者相談支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関（眼科、リハビリテーション科、セラピスト等）

2 教育関係機関との連携

学校図書館や特別支援学校（学級）などの関係機関にマルチメディアデジタイズ図書や録音図書などのバリアフリー図書やサービスを周知し、ひとり1台端末の活用など子どもたち一人ひとりに応じた読書の形を提供できるよう取り組んでいく。

3 市町村図書館との連携

読書バリアフリー体制強化事業（国補助事業）の活用やサピエ図書館の導入などについて、情報提供や研修等を行い、市町村図書館の読書バリアフリーサービスの実施を支援する。【サービス実施中：5館】

4 読書バリアフリー推進事業の実施

読書バリアフリー体制強化事業（国補助事業）を活用し、録音図書再生機の貸出、ICT 活用支援、携帯型デジタイズプレーヤー、マルチメディアデジタイズ再生用タブレットの貸出など、障害者がより手軽にバリアフリー図書を利用できるサービスを実施する。

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標：視覚障害等に関する相談件数

【令和8年度目標値：300 件】

○取組内容

- 1 気軽に相談できる情報提供の窓口として、見えない・見えにくいことの困りごとや福祉機器や読書・情報機器に関することなど、様々な相談に対応する。また、ICT 活用などについて、視覚障害、ロービジョン対象のメニューを充実させる。
- 2 高知県眼科医会の進めるロービジョンケア「高知家のいっぽ」の取組み継続

開催日	行事内容	備 考
9 月 12 日 (予定)	ルミエールフェスタ「視覚障害者向け福祉機器展示会、三者交流会、盲導犬体験等」	4階ホール・集会室・研修室
10 月 4 日 (予定)	目の健康講座（高知県眼科医会主催）	4階ホール・集会室・研修室

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標：ボランティアによる図書製作数

【令和8年度目標値：ボランティアアンケートによる図書製作数】

図書製作数：ボランティア活動調査等による図書製作数の集計

(単位：タイトル)

点字図書	250	テキストデイジー	5
録音図書	99	マルチメディアデイジー	5

○取組内容

- 1 読書バリアフリーについての啓発や PR
- 2 ボランティア養成講座及びスキルアップ研修等を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

(図)⇒オーテピア高知図書館連携

	開催日	行事内容	備 考
啓発・PR	4月23日～ 5月6日	パネル展示「ボランティア活動紹介・養成講座募集」	1階休憩コーナー 展示スペース
	8月13日～ 26日	パネル展示「(仮)サービス紹介」	1階休憩コーナー 展示スペース
	11月28日	バリアフリー映画会 (図)	4階ホール
	12月17日～ 1月6日	パネル展示「(仮)サービス紹介」	1階休憩コーナー 展示スペース
ボラン ティア 活動 推進	6月13日～ 3月	点訳ボランティア養成講座	1階会議室
	7月19日	読みの調べ方講座(ボランティア対象) (図)	4階研修室
	8月1日～ 3月	音訳ボランティア養成講座	1階会議室他
	11月14日	対面音訳スキルアップ講座 (図)	4階研修室
	1月頃	テキストデイジー図書製作講習会	1階会議室

4 組織

高知市健康福祉部 福祉事務所 声と点字の図書館

16名(正職員8名 再任用副主幹1名 任期付短時間勤務職員2名
会計年度任用職員5名)

館長:館内業務全般統括

副館長:館内業務全般補佐

主幹点字図書館担当係長事務取扱:館内業務全般補佐、学校連携

主幹(視覚障害生活訓練指導員):視覚障害者支援、対面音訳サービス

再任用副主幹(司書):利用促進、図書館・学校連携

主任(音訳指導員):マルチメディア・テキストデイジー担当、庶務

主任(司書):音訳担当、対面音訳サービス

主任:情報支援担当、対面音訳サービス

主査(司書):点訳担当、補助金関係

専門員(司書)2名:貸出・読書支援 ※任期付短時間勤務職員

会計年度任用職員 5名

点訳担当1名、音訳担当2名、デジタル担当1名、職員業務補助1名

併任職員:高知県子ども・福祉政策部障害福祉課課長補佐

○高知市事務分掌規則(平成12年4月1日規則第51号)抜粋

声と点字の図書館

- (1) 点字図書、録音図書等に関すること。
- (2) 点訳・音訳その他声と点字の図書館ボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) 視覚障害者等への情報支援に関すること。
- (4) 声と点字の図書館の運営管理に関すること。

5 施設

○設立年月日：平成 30 年 7 月 24 日

○所在地：高知市追手筋 2 丁目 1-1 オーテピア 1 階

○休館日：月曜日（祝日の場合は開館）／毎月第 3 金曜日（8 月及び祝日を除く）／
資料特別整理期間（8 月中に 4 日間）／年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）

○開館時間：火曜～金曜（午前 9 時～午後 8 時）／
土曜・日曜・祝日（午前 9 時～午後 6 時）

○諸室

室 名	面積 (㎡)	室 名	面積 (㎡)
閲覧室	112.45	録音室 (前室)	14.89
会議室	54.01	録音室 (1)	6.5
対面音訳室 1	7.39	録音室 (2)	7.09
対面音訳室 2	6.52	録音室 (3)	6.5
対面音訳室 3	7.75	録音室 (4)	7.09
相談室 A	18.36	事務室	51.66
相談室 B	6.83	発送・作業室	41.56
ボランティアスペース	77.86	印刷・製本室	18.63
校正室	17.07	録音図書用書庫	68.69
編集室 (1)	9.33	男子更衣室	4.37
編集室 (2)	7.11	女子更衣室	10.73
保管庫	21.67	点字書庫	189.89
上 記 小 計			773.95
廊下・トイレその他			143.99
合 計			917.94

○設備・備品

室 名 等	設置備品・機器等
閲覧室	音声パソコン、デイジー図書再生機、デイジー図書再生用タブレット、点字ディスプレイ他
視覚障害者向機器展示コーナー	拡大読書器、ルーペ、音声時計・体重計・体温計、音声読書器、ロービジョン筆記用具、便利グッズ他
ボランティアスペース	点訳・デジタル資料製作用パソコン、スキャナー
録音室	録音ブース、録音機材
印刷・製本室	点字プリンタ
バリアフリー設備	点字ブロック、音声案内、磁気ループ (補聴)

6 予算

(単位:千円)

事業名	令和7年度			令和8年度 予算(当初)
	予算		決算	
	当初	補正・ 流用後		
声と点字の図書館運営協議会委員報酬	130	130	86	231
職員給与費	79,313	77,842	77,425	79,575
会計年度任用職員給与費 (点字情報ネットワーク事業の1名分含む)	6,163	6,163	5,820	6,550
施設管理費 ・光熱水費、施設維持管理費	8,547	8,547	8,180	9,237
運営事業費 ・図書製作用品、広報誌郵送料等	3,150	3,070	2,238	3,680
点字情報ネットワーク事業費 ・点字ニュース発送	134	134	132	142
声と点字の図書館ボランティア養成事業費 ・点訳・音訳ボランティア養成	1,871	1,871	1,439	2,196
視覚障害者情報支援事業費 ・ルミエールフェスタ、講座、相談等	385	385	370	340
声と点字の図書館利用促進事業費 ・各種バリアフリー図書購入	555	555	319	519
声と点字の図書館ボランティア活動推進事業費 ・ボランティアスキルアップ研修、活動支援	3,801	3,717	2,853	4,276
読書バリアフリー推進事業費	1,201	1,201	1,184	1,249
高知声と点字の図書館国民文化祭事業費	-	-	-	1,830
声と点字の図書館竹内基金積立金	12	37	37	48
声と点字の図書館事業振興基金積立金	74	213	213	366
令和6年度地域生活支援事業費等国庫補助金 返還金	-	1,247	1,247	-
合 計	105,336	105,112	101,543	110,239

7 令和7年度蔵書統計

(令和8年3月31日現在)

点字図書		冊数	タイトル数	割合(%)
0	総記	848	283	2.10
1	哲学・宗教	1,707	531	3.94
2	歴史・地理	3,946	895	6.64
3	社会科学	5,140	1,693	12.56
4	自然科学	4,682	1,724	12.79
5	技術	1,341	653	4.84
6	産業	713	246	1.82
7	芸術	1,418	522	3.87
8	言語	2,059	538	3.99
9	文学	19,407	5,811	43.10
	その他	1,776	586	4.35
計		43,037	13,482	100.00

(凡例)

- 1 区分はサピエ図書館におけるNDC分類による
- 2 児童書を含む
- 3 割合はタイトル数による
- 4 その他は高知県関係、サピエNDC未分類等

録音図書		カセット図書			CD録音図書		
		巻数	タイトル数	割合(%)	枚数	タイトル数	割合(%)
0	総記	1,167	522	5.65	392	392	4.24
1	哲学・宗教	2,507	485	5.25	282	281	3.04
2	歴史・地理	4,296	676	7.31	414	414	4.47
3	社会科学	3,121	550	5.95	682	679	7.34
4	自然科学	2,553	637	6.89	745	735	7.94
5	技術	1,058	304	3.29	207	207	2.24
6	産業	376	79	0.86	111	111	1.20
7	芸術	1,249	261	2.82	267	267	2.89
8	言語	190	51	0.55	47	47	0.51
9	文学	31,358	4,811	52.04	5,787	5,783	62.51
	その他	3,385	868	9.39	356	335	3.62
計		51,260	9,244	100.00	9,290	9,251	100.00

マルチメディアデージー 図書		枚数	タイトル数	割合(%)
0	総記	3	3	0.35
1	哲学・宗教	11	11	1.27
2	歴史・地理	6	6	0.69
3	社会科学	64	64	7.38
4	自然科学	31	31	3.58
5	技術	11	11	1.27
6	産業	10	10	1.15
7	芸術	85	85	9.80
8	言語	16	16	1.84
9	文学	434	434	50.06
	その他	196	196	22.61
計		867	867	100.00

8 令和7年度実施計画成果

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携、協力し、県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標：新規利用登録者数

【令和7年度目標値：90人】

【令和7年度実績：52人（達成率 57.8%）】

令和7年度実績 52 人の内訳は次のとおり

声と点字の図書館の新規利用登録者数 47 人

連携協力図書館の新規利用登録者数5人（香美市3人、南国市1人、香南市1人）

○評価・分析

- ・令和6年度の新規利用登録者数と同数（声と点字の図書館の新規利用登録者47人、連携協力図書館の新規利用登録者5人）。
- ・障害種別について令和6年度と比較すると、ほぼ同様な傾向である。
- ・読書バリアフリーサービスを開始している香美市、南国市、香南市では、新規利用登録者が5名。

○課題

- ・読書困難者は県内にも数万人規模で存在すると推定され、その多くがバリアフリー図書やサービスの存在を知らず、読書をあきらめている状況にあることから、継続して広報・PR等の周知活動に取り組む必要がある。
- ・読書困難者へのアプローチと当館への紹介など、読書困難者をサービスにつなげるサポートをしてもらえる協力機関を増やすことにより、利用者拡大につなげていく必要がある。
- ・連年の周知を続けていくことが必要である。

○新規利用登録者数

※()内(高知市:高知市以外)

(単位:人)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規登録者		44 (30:14)	45 (29:16)	55 (33:22)	47 (30:17)	47 (29:18)
内 訳 A	視覚障害	24 (16:8)	26 (13:13)	38 (19:19)	19 (11:8)	18 (10:8)
	その他の 障害	12(10:2)	7(7:0)	6(3:3)	13(10:3)	15(10:5)
	内 訳 B	肢体	3	3	4	6
		知的	4	1	1	1
		発達	5	2	1	6
		精神	0	1	0	4
		聴覚	0	0	0	0
	読書困難	8(4:4)	12(9:3)	11(11:0)	15(9:6)	14(9:5)
	内 訳 C	①	8	8	10	15
		②	0	3	1	0
		③	0	1	0	5

※内訳 A…主たる読書困難理由による

※内訳 B…その他の障害の障害種別による

※内訳 C…障害以外の読書困難の内容による

- ① 活字をそのままの大きさで読めない、長時間集中して読めない
- ② 目で読んでも文字や内容がわからない又は内容を記憶できない
- ③ 本を持つことやページをめくることが困難

○取組実績

(1) 福祉関係機関等との連携

・高知県障害福祉課・高知県自閉症協会主催、発達障害の啓発講演会「発達障害のこ
知ってみよう!」への出前図書館(高知図書館合同)。セミナー終了後、参加者やスタッ
フに、発達障害と読書、マルチメディアデージー図書の発達障害児への有効性等につ
いて説明。中央(オーテピア高知図書館)参加者41人(6月14日)、東部(香美市立図書館
かみーる)参加者30人(2月21日)

- ・高知県社会福祉協議会主催「四万十市ふくし用具出張展示会」への出前図書館 参加者35人(6月18日)
- ・高知縣市町村障害福祉担当者研修にて読書バリアフリーについて説明(7月31日)
- ・高知県社会福祉協議会主催「認知症に関する出前講座」への出前図書館 参加者45人(いの町、11月29日)
- ・高知ふくし機器展への出前図書館(高知図書館合同)イベント来場者511人、ブース参加者49人(1月23日、24日)
- ・四万十町ふくふくまつりへの出前図書館 イベント来場者約600人(1月31日)
- ・四万十町社会ふくし大会への出前図書館 ブース参加者77人(2月15日)

(2) 教育関係機関との連携

- ・大月町教育委員会…大月小・中学校教員等への読書バリアフリー研修を実施 参加者6人(9月18日)
- ・土佐清水市教育委員会…清水小・中学校教員等への読書バリアフリー研修を実施 参加者26人(12月18日)
- ・高知県立盲学校…中学部・高等部の生徒に対して、出前図書館(図書検索方法の紹介、録音図書の試聴他)生徒数6人(1月30日、2月13日)

(3) 市町村図書館との連携

市町村図書館へのバリアフリーサービス実施支援事業を継続

- ・香美市立図書館…マルチメディアデイズ図書貸出方法説明 参加者5人(5月8日)
- ・津野町立図書館かわうそ館…読書バリアフリーサービス実施事前研修 参加者5人(5月23日)
- ・須崎市立図書館…読書バリアフリーサービス実施事前研修 参加者5人(10月10日)
- ・佐川町立図書館…録音図書・マルチメディアデイズ図書の閲覧及び機器操作研修を実施 参加者2人(3月12日)
- ・令和7年度ブロック別研修会(後期):バリアフリーサービス実践編(高知市2月16日、四万十市3月9日、安芸市3月16日)県内図書館対象、高知県図書館協会主催(講師派遣:声と点字の図書館職員)

(4) 利用者交流会の実施

- ・声と点字の図書館利用者・ボランティア・職員の三者交流会(9月15日)参加者32人

(5) 読書バリアフリー推進事業の実施

国補助事業(地域における読書バリアフリー体制強化事業)の活用

(ア) 利用者等へのデイズ図書再生機等貸出状況

- ・デイズ図書再生機貸出台数:91台
- ・携帯型デイズプレーヤー貸出回数:個人468回 団体23回
- ・アンドロイドタブレット貸出回数:個人14回 団体6回
- ・iPad 貸出回数:個人18回 団体25回

(イ) 読書機器等に関する利用相談、指導、トラブルサポートなどの件数

視覚障害はロービジョンを含む、団体は福祉、教育、医療機関など

(単位:件)

【相談内容】	視覚障害	その他の障害など	団体	合計
読書情報機器関係(デジプレーヤーなど)	16	8	0	24
福祉機器相談 (拡大読書器、音声読書器など)	18	5	0	23
情報機器関係 (PC、スマホ、タブレットなど)	70	5	2	77
合 計	104	18	2	124

(ウ) サピエ利用支援

- ・サピエ個人会員への新規登録者 5 人

(エ) ICT 利用者の支援者へのサポート

- ・障害者の身近な家族、教員等の支援者へサピエ図書館や ICT 機器の説明を実施
26 人

(6) 来館者数など

来館者数 令和 7 年度 47,304 人(令和 6 年度 47,896 人)

視察見学数 学校見学 44 件 2,249 人

その他の視察見学 25 件 255 人

II 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害等に関する相談件数

【令和7年度目標値:300 件】

【令和7年度実績:181 件(達成率 60.3%)】

○評価・分析

- ・近年 300 件程度の相談件数であったが、令和7年度は大幅減となった。前年度同様、視覚障害者の新規利用登録数が減っていることにより、図書利用、読書情報機器関係及び福祉機器の相談件数が減っている。
- ・読書情報機器と情報機器の相談件数の減は、録音図書再生機等のトラブルが減った、スマートフォン操作に少しずつ慣れてきた、ということと思われる。利用者の方が順調に機器を使えているという理由での件数減と考える。
- ・福祉機器の相談については、視覚障害者向け機器展示コーナーで紹介している拡大読書器などを実際に試用することで、利用者自身が機器を使いこなせるか、また、必要性を確認してもらう機会となるように対応を行った。また、スマートフォンなどの情報機器については、利用者の関心も高く、相談内容が多岐にわたるため、個別で対応を行うことで、相談者の理解度を高めた。

○課題

- ・スマートフォンなどの情報機器関係の相談内容が多岐にわたることと、操作技術など最新の情報を入手するなどの相談指導体制の充実を図る必要がある。
- ・情報提供施設として、最新の福祉機器及び情報機器の情報提供を図る必要がある。

○視覚障害等に関する相談件数 ※国補助事業活用（再掲）

視覚障害はロービジョンを含む、団体は福祉、教育、医療機関など、（ ）内は令和6年度実績 （単位：件）

【相談内容】	視覚障害	その他の障害など	団体	その他	合計
図書利用	5(21)	2(11)	1(5)	0(0)	8(37)
※読書情報機器関係(デジプレーヤーなど)	16(43)	8(13)	0(3)	0(0)	24(59)
※福祉機器相談（拡大読書器、音声読書器など）	18(35)	5(6)	0(2)	0(0)	23(43)
※情報機器関係（PC、スマホ、タブレットなど）	70(81)	5(4)	2(1)	0(0)	77(86)
福祉サービス	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)
その他	30(52)	3(4)	13(6)	3(4)	49(66)
合 計	139(234)	23(38)	16(17)	3(4)	181(293)

【手段】	視覚障害	その他の障害など	団体	その他	合計
訪問	34(29)	7(7)	0(6)	0(1)	41(43)
来館	75(129)	12(24)	5(3)	2(3)	94(159)
電話	26(61)	4(6)	9(8)	0(0)	39(75)
メール	2(12)	0(0)	2(0)	1(0)	5(12)
その他	2(3)	0(1)	0(0)	0(0)	2(4)
合 計	139(234)	23(38)	16(17)	3(4)	181(293)

【所在】	視覚障害	その他の 障害など	団体	その他	合計
市内	110(185)	17(25)	14(11)	2(1)	143(222)
市外	27(46)	5(13)	2(5)	1(3)	35(67)
県外	2(3)	1(0)	0(1)	0(0)	3(4)
合 計	139(234)	23(38)	16(17)	3(4)	181(293)

○その他の取組実績

- ・KDDI スマホ教室 受講者：5人(8月27日)
- ・視覚障害オンライン基礎講座(ルミエールサロン主催) 受講者：42人(8月29日)
- ・ルミエールフェスタ 2025(視覚障害者向け福祉機器展示会)(9月15日)
来場者数：機器展示会 211人(高知県立盲学校出前講座「点字名刺づくり」14人を含む)、視覚障害者対象盲導犬体験歩行10人、一般の方対象盲導犬教室 58人、日常用具・便利グッズの最新情報セミナー34人
- ・声と点字の図書館利用者・ボランティア・職員の三者交流会 参加者：32人(9月15日)
- ・情報化対応支援者研修会への参加(福岡県春日市、10月1日～3日)
- ・高知県目の健康講座(高知県眼科医会主催)への協力 参加者43人(10月5日)
- ・視覚障害者向けスマホフォローアップ教室 参加者4人(1月17日、31日、2月6日)

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標：ボランティアによる図書製作数

【令和7年度目標値：ボランティアアンケート等による図書製作数】

【令和7年度図書製作数は次表のとおり】

※()内は目標値

(単位：タイトル)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	達成率
点字図書	322(220)	356(230)	361(240)	282(250)	112.8%
録音図書	63(123)	66(116)	64(98)	55(109)	50.5%
テキストデージー	3(5)	1(5)	1(5)	1(5)	20.0%
マルチメディア デージー	9(5)	11(5)	13(5)	8(5)	160.0%
合計	397(353)	434(356)	439(348)	346(369)	93.7%

○評価・分析

- ・録音図書やテキストデージー図書については目標を下回ったが、点字図書とマルチメディアデージー図書は目標値を超える製作数となった。

○課題

- ・今後も現在の図書製作数を維持継続できるように取り組んでいくことが必要。

○取組実績

(1) ボランティア活動の推進

(ア) 活動内容

(図) ⇒ オーテピア高知図書館連携行事

開催日	行事内容	備考
5月17日	対面音訳新規登録ボランティア説明会(図)	参加者9人
6月14日～3月28日	点訳ボランティア養成講座	参加者13人
7月27日	読みの調べ方講座(ボランティア対象)(図)	参加者9人
8月2日～3月7日	音訳ボランティア養成講座	参加者6人
11月14日	対面音訳スキルアップ研修講座(図)	参加者6人
1月10日	デジタル資料製作ボランティア養成講座	参加者5人

(イ) 登録ボランティア数

(単位:人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
点訳	99	110	104	108	112
音訳	84	92	89	91	76
対面音訳※	65	63	68	62	75
デジタル 資料製作※	28	37	38	40	40

※音訳、点訳ボランティアとの重複者あり。

(ウ) ボランティア養成講座受講者 ※ () 内は修了者数

(単位:人)

年度	講座定員	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
点訳	15	16(9)	13(11)	6(5)	8(7)	13(10)
音訳	15	15(14)	11(9)	12(10)	15(10)	6(6)
デジタル 資料製作	10	8(7)	4(4)	5(4)	7(7)	5(5)

(2) 啓発・PR

(図) ⇒ オーテピア高知図書館連携

	開催日	行事内容	備 考
啓発・PR	5月15日～28日	パネル展示「ボランティア活動紹介・養成講座募集」	1階 休憩コーナー 展示スペース
	6月26日、27日	高知東高等学校の授業「生活と福祉(障害者理解)」の一環としての出前講座	生徒 40人 教員 3人
	7月10日	高知江の口特別支援学校高等部: 声と点字の図書館見学	生徒 8人 教員 12人
	7月30日	香美市立図書館「子ども司書養成講座」(図)	参加者 21人
	8月5日	香南市立図書館「子ども司書養成講座」(図)	参加者 12人
	8月8日	いの町教育委員会 夏休みこども教室「見えないってどんなこと? 点字ってなあに?」	参加者 14人
	8月20日～27日	パネル展示「ルミエールフェスタ」お知らせ	2階 共同学習スペース
	8月24日	ほおっちょけんがオーテピアをジャックする!?(点字体験ブース出展)	参加者 40人
	10月2日～10月15日	パネル展示「読書のカタチをえらべる バリアフリー図書」	1階 休憩コーナー 展示スペース
	10月3日	室戸市立吉良川中学校「声と点字の図書館サービス紹介」(図)	生徒 20人 教員 12人

10月22日	工石山青少年の家 視覚障害についての職員研修	参加者4人
10月31日	高知県立大学社会福祉学部1回生「視覚障害についての理解」	参加者18人
11月30日	バリアフリー映画会（図）（音声ガイド、字幕付）「90歳。何がめでたい」	4階ホール 参加者120人
12月5日	高知市教育研究所 教育支援センター学習活動「点字について学ぼう」	参加者17人
12月11日	平成福祉専門学校「声と点字の図書館サービス紹介」	学生11人 教員3人
12月25日	「出張!オーテピア高知図書館 in 市役所」 （図）サービス紹介	参加者23人
12月25日～1月14日	パネル展「読書バリアフリー啓発」	1階休憩コーナー 展示スペース

IV その他の実績、統計資料

(1) 利用登録者数の状況（各年度末時点）

※（ ）内は、5年以上利用がない人を除いた人数

（単位：人）

年度	高知市内	高知市外	県内合計	県外	合計
令和7年度	489 (344)	318 (207)	807 (551)	88 (18)	895 (569)
令和6年度	468 (320)	308 (207)	776 (527)	89 (20)	865 (547)
令和5年度	446 (324)	293 (204)	739 (528)	89 (20)	828 (548)
令和4年度	424 (320)	276 (200)	700 (520)	89 (20)	789 (540)
令和3年度	403 (304)	266 (192)	669 (496)	88 (19)	757 (515)

(2) 県内市町村別登録者数

(単位:人)

圏域別		累計	実人数	新規	圏域別		累計	実人数	新規
高知市		489	344	29	中央西	土佐市	25	18	1
安芸	室戸市	4	2	0		いの町	23	15	3
	安芸市	18	13	0		仁淀川町	6	4	0
	東洋町	3	3	1		佐川町	8	5	1
	奈半利町	4	3	0		越知町	10	5	0
	田野町	2	2	0		日高村	24	9	0
	安田町	4	3	0		計	96	56	5
	北川村	2	1	0		高幡	須崎市	21	13
	馬路村	0	0	0	四万十町		8	6	0
芸西村	5	3	0	梶原町	3		2	0	
計	42	30	1	津野町	5		4	0	
中央東	南国市	33	23	3	中土佐町		6	4	1
	香美市	19	15	3	計		43	29	2
	香南市	21	18	3	幡多	四万十市	18	12	0
	本山町	3	1	0		宿毛市	10	6	0
	大豊町	1	0	0		土佐清水市	14	7	0
	土佐町	3	1	0		黒潮町	6	4	0
	大川村	1	1	0		大月町	7	3	1
	計	81	59	9		三原村	1	1	0
「実人数」5年以上利用 がない人を除いた人数				計		56	33	1	
				高知市以外		318	207	18	
				合計		807	551	47	

(3) 図書及び利用状況

(ア) 貸出数

(単位:タイトル)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
点字図書		904	870	936	893	718
録音図書	カセット	256	222	171	188	165
	デージー図書	6,015	5,372	5,339	4,261	3,786
	コンテンツ提供	13,566	12,992	13,305	13,957	12,763
マルチメディアデ ィー図書	マルチメディア デージー図書	313	416	359	238	197
	コンテンツ提供	565	510	343	233	433
合 計		21,619	20,382	20,453	19,770	18,062

※「コンテンツ提供」は他館製作デージー図書・マルチメディアデージー図書のデータをサピエ図書館からダウンロードしての貸出

(イ) サピエ図書館利用状況

○個人会員登録者数（各年度末時点の登録者数）

（単位：人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	158	163	169	173	175

○個人会員図書データダウンロード利用回数

（単位：回）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
点字データ	4,371	2,983	3,394	963	761
音声デイジー	31,787	32,924	26,493	24,662	23,229
テキストデイジー	2,309	2,245	1,960	1,983	1,751
マルチメディアデイジー	25	46	24	42	60
合 計	38,492	38,198	31,871	27,650	25,801

(4) 対面音訳サービス ※オーテピア高知図書館と合同実施

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施数	929 回	984 回	1,048 回	969回	680 回
実利用人数	13 人	15 人	16 人	13 人	11 人

9 関係条例・規則等

○高知市立点字図書館条例

(昭和 42 年 8 月 1 日条例第 41 号)

改正 昭和 42 年 10 月 26 日条例第 49 号昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号

平成 19 年 10 月 1 日条例第 42 号 平成 29 年 10 月 1 日条例第 53 号

平成 31 年 1 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 28 条第 2 項の規定に基づいて、本市に点字図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 点字図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高知声と点字の図書館

位置 高知市追手筋二丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 点字図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 点字・録音図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
- (2) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援を図ること。
- (3) 視覚障害についての相談、支援等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 点字図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たる場合を除く。) 午前 9 時から午後 8 時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日 午前 9 時から午後 6 時まで

(休館日)

第 5 条 点字図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は、臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (2) 毎月(8 月を除く。)第 3 金曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (4) 8 月中において 4 日の範囲内で市長が指定する日

(使用料)

第6条 点字図書館の利用については、使用料を徴収しない。

(入館の制限及び退館)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館への入館を拒否し、又は点字図書館から退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は点字図書館の資料、施設若しくは設備器具等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。
- (2) 管理上必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが適当でないと認められるとき。

(損害の賠償等)

第8条 点字図書館を利用した者が、点字図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第9条 点字図書館の運営に関し市長の諮問に応ずるとともに、点字図書館が行う事業につき、市長に対して意見を述べる機関として、高知声と点字の図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 視覚障害者等の関係団体の代表者等
- (2) 視覚障害者等の福祉、医療及び教育並びにボランティア活動等の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(附則等省略)

○高知市立点字図書館条例施行規則

(昭和 50 年 1 月 1 日規則第 1 号)

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号

昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号 平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号

平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号 平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号

平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号

平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市立点字図書館条例(昭和 42 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 点字図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する高知声と点字の図書館運営協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、点字図書館において処理する。
- 8 前各項に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(点字図書館資料等の管理等)

第 4 条 次に掲げる点字図書館資料等(以下「図書館資料等」という。)の購入、検収及び管理については、図書館資料等の合理的、かつ、能率的な運営を図るため、高知市物品会計規則(平成 8 年規則第 31 号)第 54 条の規定により、この規則の定めるところにより行う。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)
- (2) 読書機器、情報機器及び日常生活支援用具(以下「読書機器等」という。)
- (3) 図書等の資料製作用機器(以下「資料製作用機器」という。)

(図書館資料等の年度区分)

第 5 条 図書館資料等の受入れ及び払出しは、会計年度によって区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあつた日の属する年度とする。

(寄贈図書館資料等の受入れ)

第6条 寄贈された図書館資料等(以下「寄贈図書館資料等」という。)の受入れは、館長が行う。

- 2 寄贈図書館資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入してその厚意を記念するものとする。
- 3 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を市で負担することができる。

(帳簿の記載)

第7条 館長は、図書館資料等の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて図書館資料等の管理を明らかにしなければならない。

- 2 基本帳簿への記載は、その記載原因の発生の都度、直ちにしなければならない。

(帳簿記載の省略)

第8条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(館内利用)

第9条 図書館資料等は、館内で職員の指示に従い利用できる。

(貸出しを受けることができる者)

第10条 図書等及び読書機器等の個人貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

2 図書等及び読書機器等の団体貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 他の点字図書館及び公共図書館
 - (2) 視覚障害者等の団体
 - (3) 視覚障害者等が利用する福祉、医療、教育施設等で館長が適当と認めたもの
- (個人貸出し又は団体貸出しを受ける者の登録)

第11条 個人貸出し又は団体貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者は、当該登録に係る事項について異動を生じたときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(貸出期間等)

第12条 図書等及び読書機器等の貸出期間は、郵送日数を除き30日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を伸縮することができる。

- 2 個人貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、点字図書にあつては10タイトル以内、録音図書その他の資料にあつては20タイトル以内とする。

3 団体貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、50 タイトル以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その数量を変更することができる。

4 同時に貸し出すことができる読書機器等の数量は、館長が定める。

(ボランティアの登録)

第 13 条 条例第 3 条第 2 号に規定する点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして活動しようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

(資料製作用機器の貸出し)

第 14 条 資料製作用機器の貸出しを受けることができる者は、前条の登録を受けた者(以下「登録ボランティア」という。)及び館長が適当と認めた者とする。

2 資料製作用機器の貸出期間は、登録ボランティアにあっては当該登録期間内とし、館長が適当と認めた者にあっては館長が認めた期間とする。

(不用図書館資料等の廃棄)

第 15 条 館長は、不用又は使用不能になった図書館資料等は、適時にこれを廃棄し、常に図書館資料等の質的向上を図るものとする。

2 館長は、善良な管理の下で図書館資料等が亡失したときは、その事情を調査し、6 月以上経過しても未解決のときは、これを除籍処分にすることができる。

(施設の使用)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館の施設を使用させることができる。

(1) 視覚障害者等が更生のための研修会等に使用するとき。

(2) 視覚障害者等の援護及び福祉を目的として使用するとき。

(3) 点訳及び録音奉仕活動のために使用するとき。

(4) その他市長が適当と認めるとき。

2 点字図書館の施設を使用しようとする者は、市長に事前の許可を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則等省略)

○高知声と点字の図書館長に対する事務委任規則

(平成 29 年 5 月 18 日規則第 101 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を高知市立点字図書館条例施行規則(昭和 50 年規則第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する館長(以下「点字図書館長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第 2 条 点字図書館長に委任する事務は、点字図書館に関する事務のうち次に掲げるものとする。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)の収集、整理及び閲覧並びに貸出しに関する事。
- (2) 図書等の奨励及び相談事業に関する事。
- (3) 貸出中の図書等の紛失又は破損に対する弁償に関する事。
- (4) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援に関する事。
- (5) 館報、目録及び利用案内等の編集及び刊行に関する事。
- (6) 点字図書館の施設の使用許可に関する事。
- (7) 3 日以内の臨時休館に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、点字図書館の管理及び運営に関する事。

(異例に属する事務等の取扱い)

第 3 条 点字図書館長は、前条の規定により委任された事務であっても、異例に属し、又は特に重要と認められる事務については、あらかじめ市長の指示を受け、又は必要に応じて市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 24 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○高知声と点字の図書館利用者サービス等実施要綱（平成30年 7 月24日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市立点字図書館条例施行規則（昭和50年規則第1号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」という。）における図書等及び読書機器等（以下「資料等」という。）の貸出しその他のサービスの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（視覚障害者等）

第3条 規則第10条第1項第1号に規定する視覚障害者等とは、別表1に掲げる障害等の状態にあり、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚によりその表現が認識される方式によって利用することが困難な者をいう。

（利用登録）

第4条 規則第11条第1項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする者は、所定の利用登録申込書により館長に申し込むものとする。ただし、利用登録を受けようとする者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し込むことができる。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該申込みをした者の利用登録を行うものとする。この場合において、個人貸出しに係る利用登録の申込みについては、別表2に定める確認事項によりその内容を確認するものとする。

（貸出手続）

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、資料等の貸出しを受けようとするときは、館長に申し出るものとする。ただし、登録者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し出ることができる。

（登録の取消し等）

第6条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は資料等の貸出しを停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料等を転貸したとき。
- (3) 規則第12条第1項に規定する貸出期間を経過し、貸出しを受けた資料等の返却の督促を受けたにもかかわらず当該資料等を返却しないとき。
- (4) 高知市立点字図書館条例（昭和42年条例第41号）、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が不適当と認めたとき。

（ボランティアの登録）

第7条 規則第13条の登録を受けようとする者は、所定の様式により館長に申し込む

ものとする。

- 2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該申込みをした者を所定のボランティア名簿に登録するものとする。
- 3 館長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録ボランティアとしての活動（以下「ボランティア活動」という。）を中止する申出があったとき。
 - (2) 1年以上ボランティア活動の実態がないとき。
（その他のサービスの利用等）

第8条 登録者のうち、個人貸出しの利用登録を受けたもの（以下「個人貸出登録者」という。）は、声と点字の図書館において、次に掲げるサービスを利用することができる。

- (1) サピエ図書館サービス（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークに声と点字の図書館を通じて会員登録した個人貸出登録者に対し、当該ネットワークが録音図書等のデータ等を提供するサービスをいう。）
 - (2) 対面音訳サービス
 - (3) 資料製作サービス（オーテピア高知図書館（高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館をいう。）が所蔵する図書館資料又は個人貸出登録者が所有する資料について点訳、音訳又はデジタル化の方式による製作を行うサービスをいう。）
- 2 登録者は、資料等の貸出しを受けるに当たっては、郵送貸出サービスを利用することができる。
 - 3 前2項に規定するサービスを利用する場合は、個人貸出登録者又は登録者は、館長に申し出るものとする。ただし、第1項第2号に掲げるサービスを利用する場合は、個人貸出登録者は、あらかじめ当該サービスの利用を希望する日時を申し出るものとする。

（資料製作サービスによる製作）

第9条 館長は、前条第1項第3号に掲げるサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料について他の点字図書館等において個人貸出登録者の求める方式で製作されておらず、かつ、製作される予定がない場合（館長が必要と認める場合を含む。）に限り、当該方式により製作することができる。

- 2 前項の製作は、点訳、音訳又はデジタル化の方式のうちいずれかの方式によるものとし、同一資料について複数の方式で製作しないものとする。

（郵送貸出サービスによる貸出し）

第10条 館長は、第8条第2項に規定するサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料等が郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第2号又は第3号に掲げる郵便物に該当する場合に限り、郵送により貸し出すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、郵便法第27条第3号に掲げる郵便物に該当しない録音図書その他の資料について、特に必要と認めるときは、郵送により貸し出すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表 1

障害等の状態
視覚障害
聴覚障害
肢体障害
精神障害
知的障害
内部障害
発達障害
学習障害
いわゆる「寝たきり」の状態
一過性の障害
入院患者
その他館長が認めた障害

別表 2

利用登録確認項目リスト

確認事項
身体障害者手帳がある。 [] 級
精神障害者保健福祉手帳がある。 [] 級
療育手帳（愛の手帳）がある。 区分 []
医療機関・医療従事者からの証明書がある。
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある。
学校・教師から障害の状態を示す文書がある。
職場から障害の状態を示す文書がある。
学校における特別支援を受けている、又は受けていた。
福祉サービスを受けている。
ボランティアのサポートを受けている。
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている。
活字をそのままの大きさでは読めない。
活字を長時間集中して読むことができない。

目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない。
身体 ^が の病臥状態、まひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない。
その他原本をそのままの形では利用できない。

(障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼^{そしやく}、上肢、下肢、体幹、運動一
 上肢、運動一移動、心臓、腎臓、呼吸器^{ほうちう}、膀胱、直腸、小腸、免疫

令和 8 年度要覧

令和 8 年 6 月発行

編集・発行

オーテピア高知声と点字の図書館

〒780-0842 高知市追手筋 2-1-1 オーテピア 1 階

電話 088-823-9488 FAX 088-820-3218

<https://otepia.kochi.jp/braille>